

## 『SARS-CoV-2 核酸検出』 検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、令和4年3月16日付け厚生労働省保険局医療課長通知『保医発0316第1号』により、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付.保医発0304第1号)が改正され、令和4年4月1日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

敬 白

2022年3月

### 【記】

#### 『検査実施料』留意事項改正 一部抜粋

検査項目	実施料	
SARS-CoV-2核酸検出	検査委託※	850点
	検査委託以外	700点

※ SARS-CoV-2核酸検出(検査委託)につきましては、令和4年7月1日に再度見直しを行い、700点となる予定。

その他の算定留意事項に関する詳細情報は、下記をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000914266.pdf>